

議案第 5 号

令和 2 年 6 月における野田市常勤の特別職の職員の期末手当の特例  
に関する条例の制定について

令和 2 年 6 月における野田市常勤の特別職の職員の期末手当の特例に関する  
条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 8 日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

令和2年6月における野田市常勤の特別職の職員の期末手当の特例  
に関する条例

令和2年6月における市長、副市長、教育長及び水道事業管理者の期末手当の額は、野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和63年野田市条例第2号）第5条の規定にかかわらず、同条の規定による期末手当の額からその100分の30に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

野田市議会との協議の結果、医療従事者に対する緊急的な支援の一部に充てるため、令和2年6月における野田市常勤の特別職の職員の期末手当について、特例として、野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づき支給すべき額からその100分の30に相当する額を減額しようとするものである。